

条 例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、防災航空隊の緊急運航業務に関し必要な事項を定め、県の防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の適正な運航を確保することにより、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市町村の消防に対する支援の適切かつ安全な実施の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 緊急運航 災害応急対策活動、火災防衛活動、救助活動、救急活動その他の消防防災活動に関する業務（以下「消防防災業務」という。）のため、航空機を緊急に運航することをいう。
- 二 緊急運航業務 緊急運航に関する業務をいう。
- 三 防災航空隊 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定により置かれた航空消防隊で航空機を運航し消防防災業務を行うものをいう。
- 四 総合運航規程 航空機を効率的に運航するため、緊急運航業務、訓練等について総合的に定める規程をいう。

(総合運航規程等)

第三条 知事は、総合運航規程を定めるとともに、必要な体制の整備及び十分な訓練を行うことにより防災航空隊が安全に活動できるよう努めなければならない。

2 防災航空隊は、緊急運航業務に従事するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、十分に安全を確認しなければならない。

(緊急運航の要件)

第四条 防災航空隊の緊急運航は、次の各号に該当するときに行うことができる。

- 一 災害等が発生した場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図る必要があるとき。

二 緊急運航業務を実施しなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

三 航空機を運航しなければ、十分な消防防災業務を行うことができないと認められるとき。

(調査等)

第五条 知事は、航空機が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十一条の二に規定する航行を行う場合において、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、当該航行を行うことが予想される場所について、可能な限り事前に調査を行うとともに、資料を収集保存し、緊急運航を行うに当たつての参考とするものとする。

(機長の指揮監督)

第六条 航空機に搭乗してその職務を行う者は、航空機に搭乗中、航空法第七十三条に規定する機長の指揮監督に従い、緊急運航業務を遂行するものとする。

(連携体制の確保)

第七条 防災航空隊は、市町村の消防本部その他関係機関との相互に緊密な連携及び協力の下で活動するものとする。

(気象条件及び運航時間帯)

第八条 航空機が運航できる気象条件は、航空法で定める有視界気象状態とし、航空機の運航の安全が確保できない気象条件の場合は、運航を行ってはならない。

2 航空機の運航時間帯は、日の出から日没までの間とする。ただし、有視界気象状態における夜間（日没から日の出までの間をいう。）の運航で、その安全が確保できると認められる場合は、この限りでない。

(帰投命令又は活動停止命令)

第九条 知事は、災害現場の状況、気象条件等により航空機の運航の安全が確保できないと認めた場合は、直ちに防災航空隊に対し帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、防災航空隊の緊急運航業務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 県は、航空機の適正な運航の確保及び山岳遭難等の発生の抑止の観点から、山岳遭難に係る緊急運航に要した費用の遭難者等による負担及びその他の必要な方策について早急に対応するものとする。